

令和5年度ベーシック研修

日 程 等 一 覧

番号	日時			分野	カリキュラム	目的	講 師	事前登録用URL	応募 締切日
	実施日	開始	終了						
【1】	4月13日 (木)	15:00	16:30	民事	資料調査	行政事件における各種資料(法令、判例、学説、立法資料等)の調査方法を理解することにより、行政事件のほか、民事通常事件における資料調査の方法を習得する契機とする。	最高裁判所行政調査官 山本 拓	[REDACTED]	4月10日
【2】	4月19日 (水)	15:00	17:00	刑事	令状・勾留・保釈	勾留・保釈関係の職務を担当するに当たり、基本的な留意事項を理解し、適正かつ迅速な判断をするための契機とする。令状関係事件担当の経験が少ない裁判官を念頭に置いている。	名古屋地方裁判所判事 戸崎涼子	[REDACTED]	4月13日
【3】	4月24日 (月)	10:00	12:00	家事	人事訴訟	主として初めて人事訴訟事件を担当する裁判官を念頭に、人事訴訟事件を処理する上での基本的事項と、人事訴訟事件の手続運営の在り方について理解を深め、迅速かつ適正な審理運営を実践する契機とする。	福島家庭裁判所 白河支部判事 橋詰英輔	[REDACTED]	4月19日
【4】	4月24日 (月)	15:00	17:00	少年	少年	少年事件の職務を担当するに当たり、基本的な留意事項を理解し(令和3年改正少年法の運用を含む)、適正かつ迅速な判断をするための契機とする。4月から初めて少年事件を担当する裁判官を念頭に置いている。	東京家庭裁判所 部総括判事 小森田恵樹	[REDACTED]	4月19日
【5】	5月9日 (火)	15:00	17:00	刑事	刑事単独	刑事事件の職務を担当するに当たり、基本的事項を理解し、適切な審理運営及び判決をするための契機とする。刑事単独事件担当の経験が少ない裁判官を念頭に置いている。	東京地方裁判所 部総括判事 香川徹也	[REDACTED]	5月1日
【6】	5月12日 (金)	10:00	12:00	民事	証拠保全	未特例判事補等が担当することも多い証拠保全手続について、初めて担当する裁判官を念頭に、同事件を処理する上での基本的な手続の流れや留意事項を理解し、同事件を適切に処理するための契機とする。	東京地方裁判所判事補 加藤創 大阪地方裁判所判事補 宮澤裕登	[REDACTED]	5月9日
【7】	5月31日 (水)	15:00	17:00	民事	個人再生	主として初めて個人再生事件を担当する裁判官を念頭に、迅速な処理が求められることが多い同事件について、破産手続とは異なる個人再生手続の特徴を踏まえた手続の特徴や実務上の留意点等についての基礎的な理解を深め、充実した手続を実施するための契機とする。	東京地方裁判所判事 毛利友哉	[REDACTED]	5月26日
【8】	6月23日 (金)	15:00	17:00	民事	事件マネジメント	民事単独事件を担当する裁判官を念頭に、多数の事件を担当する中で、個別の事件処理の効率化を図り事件全体の進行管理を適切に行うためのポイントを理解し、自らの事件の処理や進行管理を見直す契機とする。	大阪地方裁判所 部総括判事 石丸将利	[REDACTED]	6月20日
【9】	10月31日 (火)	10:00	12:00	刑事	判例調査・刑事	刑事事件における判例調査の在り方について理解を深め、刑事事件の審理・判断を適正かつ充実したものとする契機とする。過去の同研修に参加したことのない未特例判事補を対象とする。	東京地方裁判所 部総括判事 野原俊郎	[REDACTED]	10月26日
【10】	10月31日 (火)	13:30	15:30	民事	判例調査・民事	民事事件における判例調査の在り方について理解を深め、民事事件の審理・判断を適正かつ充実したものとする契機とする。過去の同研修に参加したことのない未特例判事補を対象とする。	東京地方裁判所 部総括判事 田中一彦	[REDACTED]	10月26日

(資料1) 合同研修(種類別)

※立法の動きや裁判所を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応し、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの趣旨を踏まえ、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実行することも検討する。

第1 判事・判事補の合同研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

(1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
1	◆	医療基礎研究会	6. 2. 14(水) ～ 2. 16(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演、医療訴訟の経験豊富な弁護士や裁判官による講演及び意見交換に加え、医療機関における実地研修を行う予定
2	◆	行政基礎研究会	5. 9. 25(月) ～ 9. 27(水)	3日	60	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、行政実務研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
3	◆	知的財産権基礎研究会	6. 1. 25(木) ～ 1. 26(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(73期以上)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

イ 刑事分野

4	◆	刑事基礎研究会	5. 11. 13(月)	1日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(74期以上)。 人員は、刑事基本研究会1(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する、事例に基づくケース研究等を行う予定
---	---	---------	--------------	----	----	---	---------------------------------

ウ その他

5	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり。
---	---	---------	--------------------

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) 基本（主たる対象者は、右陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
6	◆	民事通常基本研究会	5. 10. 10(火) ～ 10. 11(水)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(61期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、判決書、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
7	◆	建築基本研究会	5. 12. 11(月) ～ 12. 12(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
8	◆	労働基本研究会	5. 11. 30(木) ～ 12. 1(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働実務研究会と合計した人数である。	労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

イ 刑事分野

9	◆	刑事基本研究会1 (事実認定)	5. 11. 13(月)	1日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(61期以下)又は特例判事補。 刑事基本研究会2(訴訟運営)と通じて応募することができる。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
10	◆	刑事基本研究会2 (訴訟運営)	5. 11. 14(火) ～ 11. 15(水)	2日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(61期以下)又は特例判事補。 刑事基本研究会1(事実認定)と通じて応募することができる。	単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
11	◆	家事基本研究会 ※	5.11.6(月) ~ 11.8(水)	3日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件(調停、審判)の運用上の諸問題について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
12	◆	少年基本研究会 ※	5.9.6(水) ~ 9.8(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ その他

13	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり。
----	---	---------	--------------------

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
14	◆	金融・経済実務研究会	5. 10. 26(木) ～ 10. 27(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行うほか、金融や企業に関する講演や意見交換を行うことを予定
15	◆	建築実務研究会	5. 12. 11(月) ～ 12. 12(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基本研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
16	◆	行政実務研究会	5. 9. 25(月) ～ 9. 27(水)	3日	60	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、行政基礎研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
17	◆	労働実務研究会	5. 11. 30(木) ～ 12. 1(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働基礎研究会と合計した人数である。	労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

イ 刑事分野

18	◆	刑事実務研究会1	5. 6. 1(木) ～ 6. 2(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定(主に裁判員との実質的協働に関する問題を取り上げる予定)
19	◆	刑事実務研究会2	5. 10. 23(月) ～ 10. 24(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会1と同じ(主に公判前整理手続に関する問題を取り上げる予定)

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
20	◆	家事実務研究会 ※	5.11.7(火) ~ 11.8(水)	2日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	調停の在り方・子をめぐる諸問題について、共同研究等を行う予定(家事基本研究会の2日目・3日目と同内容)

※ 裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
21	◆	民事通常専門研究会1 (民事訴訟の諸問題)	5. 9. 11(月) ～ 9. 12(火)	2日	30	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、現在の民事訴訟の重要課題について共同研究や意見交換等を行う予定
22	◆	民事通常専門研究会2 (争点整理)	①5. 11. 28(火) ②5. 12. 18(月) <small>※日程を分割して実施</small>	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続及びこれを踏まえた判決書の在り方について研究や意見交換等を行う予定
23	◆	民事通常専門研究会3 (裁判手続のIT化)	6. 2. 26(月) ～ 2. 27(火)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、裁判手続のIT化を踏まえた今後の民事裁判の在り方について研究や意見交換等を行う予定

イ 刑事分野

24	◆	刑事専門研究会1 (裁判員)	5. 4. 10(月) ～ 4. 11(火)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
25	◆	刑事専門研究会2 (現代刑事法の諸問題1)	5. 7. 3(月) ～ 7. 4(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定
26	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題2)	5. 12. 4(月) ～ 12. 5(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
27	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	5.10.4(水) ~ 10.5(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
28	◆	家事専門研究会2 (人事訴訟)	6.1.12(金)	1日	40	家庭裁判所で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補	人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ その他

29	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	未定	対象者は未定	未定
----	---	-----------	----	----	----	--------	----

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
30		新任判事補研修	6.1.17(水) ～1.19(金)	3日	未定	令和5年12月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第76期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
31		判事補基礎研究会	5.6.6(火) ～6.9(金)	4日	未定	令和2年12月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第73期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目の判事補を対象に、これまでの経験を振り返り、裁判官としての成長を考えるとともに、裁判実務の在り方、裁判所の組織及び組織運営について検討を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
32		判事任官者研究会	5.7.10(月) ～7.12(水)	3日	未定	平成24年12月に司法修習を終えた判事 (現行第65期及び新第65期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅裁判官としての自覚を促し、裁判運営の在り方を考えるとともに、組織課題にも目を向け、組織運営において果たすべき役割について認識を深め、今後の主体的・自律的な自己研さんへの動機づけを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
33		弁護士任官者研究会	5.4.6(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	未定

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
34		支部長研究会 ※	5. 5. 22(月) ～ 5. 24(水)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
35		新任部総括裁判官研究会 ※	5. 6. 19(月) ～ 6. 21(水)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
36		実務協議会（夏季）	5. 7. 13(木) ～ 7. 14(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
37		実務協議会（冬季）	6. 2. 1(木) ～ 2. 2(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 役割(対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
38	◆	中堅判事研究会	5.10.12(木) ～10.13(金)	2日	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(おおむね56期から62期まで)	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
39		家裁実務研究会	5.5.29(月) ～5.30(火)	2日	未定	家裁上席の判事又は判事補	家裁上席を対象として、家裁実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定
40	◆	部総括裁判官実務研究会	5.9.14(木) ～9.15(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
41		法律実務教育研究会	6.2.20(火) ～2.22(木)	3日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

3 基盤系(一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
42	◆	基盤研究会1	5.6.26(月) ～6.27(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	グローバルをテーマとして取り上げる予定
43	◆	基盤研究会2	5.7.6(木) ～5.7.7(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	統計とデータ分析をテーマとして取り上げる予定
44	◆	基盤研究会3	5.9.29(金)	1日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	ワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
45	◆	基盤研究会4	5.11.1(水) ～11.2(木)	2日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事	裁判官の成長支援をテーマとして取り上げる予定
46	◆	基盤研究会5	5.12.21(木) ～12.22(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	法哲学をテーマとして取り上げる予定
47	◆	基盤研究会6	6.2.29(木) ～3.1(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	家族をテーマとして取り上げる予定
48	◆	ミニ基盤研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり。				

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
49	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	5. 10. 16(月) ～ 10. 17(火)	2日	40	簡易裁判所判事(司法修習終了者 を除く。)。 簡裁刑事実務研究会と通じて応 募することができる。	民事分野の事件処理に関する諸問題や具体的な記録・ ケースを用いた共同研究を行うほか、令状処理に関する 共同研究を行う予定
50	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	5. 10. 17(火) ～ 10. 18(水)	2日	20	簡易裁判所判事(司法修習終了者 を除く。)。 簡裁民事実務研究会と通じて応 募することができる。	刑事分野の事件処理に関する諸問題や令状処理に関する 共同研究を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
51		新任簡易裁判所判事 導入研修	5. 8. 28(月) ～ 8. 30(水)	3日	未定	令和5年度に新たに簡易裁判所判 事に任命された者(司法修習終了 者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入 研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を 目的とするカリキュラムを行う予定
52		新任簡易裁判所判事研修	6. 1. 29(月) ～ 2. 9(金)	10日	未定	令和5年度に新たに簡易裁判所判 事に任命された者(司法修習終了 者を除く。)	民事、刑事の模擬裁判や共同研究等を通じて、簡易裁判 所判事としての基本的な実務知識、技量の獲得や、自己 研さんの動機付けを目的とするカリキュラムや簡易裁判 所判事としての在り方等について意見交換を行う予定
53		簡易裁判所判事 基礎研究会	5. 6. 13(火) ～ 6. 16(金)	4日	未定	令和3年度新任簡易裁判所判事研 修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な 裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラム を行う予定